

大阪市住之江区と株式会社フェリーさんふらわあとの  
パートナーシップ協定書

大阪市住之江区（以下「住之江区」という。）と株式会社フェリーさんふらわあ（以下「さんふらわあ」という。）は、つぎのとおりパートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住之江区及びさんふらわあが包括的な連携のもと、相互に協力し、住之江の活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 住之江区及びさんふらわあは、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- （1）住之江区のブランディング（魅力の向上、イメージアップ、知名度向上、情報発信等をいう。）に関する事
- （2）観光施策及び事業の共同企画に関する事
- （3）住之江区の地域活性化に関する事
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な分野に関する事

（禁止事項）

第3条 さんふらわあが取組を行うに当たっては、次の各号に該当してはならない。

- （1）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事
- （2）政治活動又は宗教活動を伴うもの

（連携期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の3ヶ月前までに、住之江区及びさんふらわあのうちいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 住之江区及びさんふらわあは、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を、漏らしてはならない。

（協定の解除）

第6条 この協定の実施にかかり、住之江区及びさんふらわあが次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- （1）政治的行為を行ったと認められる場合
- （2）法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- （3）暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合
- （4）その他区長が認める場合

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、住之江区パートナーシップ協定要綱を遵守し、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、住之江区及びさんふらわあが協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成26年9月11日

株式会社フェリーさんふらわあ

代表取締役社長

**興村 明仁**

大阪市住之江区役所

住之江区長

**高橋英樹**